

農地災害関連区画整備事業実施要領

平成元年5月29日付元構改D第348号
最終改正 平成22年4月1日付21農振第2318号

各 地 方 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿
北 海 道 知 事 }

構造改善局長

1. 農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。
2. 要綱第3の(6)の農林水産省農村振興局長が別に定める要件は一連の農地・農業用施設の面積の約5割以上が被災（農地への土砂の流入、耕土の流失、農地畦畔の崩壊、農業用施設の欠壊等をいう。）した場合であって、かつ、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の一部が地方公共団体において負担される場合であることとする。
3. 本事業の農業用施設に係る事業費は、全体事業費（災害復旧事業と本事業に要する経費）に係る本工事費のうち農業用施設の整備に係る費用の占める率を本事業に要する経費に乗じて算出した額とする。
4. 要綱第4の事業計画概要報告書は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

農地災害関連区画整備事業実施計画概要書

(単位；面積：ha, 金額：円)

都道府県名	面積	(ふりがな) 地区名	1戸当り面積	番号	地区箇所	災害名 及び 被災月日	所在地	事業主体	採択 年度			
										関係戸数	被災面積	区分
現況				被災			全体事業の内訳	全体	()			被災計画
計画							関連費					
被災状況	災害復旧事業費の内訳					関連事業費の算出						
	区分	事業費	補助金	補助率	区分	全体事業費	比率	関連事業費	補助金	補助率		
	農地				農地の整備					0.5		
	農業用施設				農業用施設の整備							
				計								
災害費の内訳												
区画整備の計画												
主要工事												

(注) 5万分の1の位置図を添付する。